

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

岐 阜 県 歯 科 技 工 士 法 施 行 細 則	( 医 療 整 備 課 )	一
岐 阜 県 道 整 復 師 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則	( 同 )	八
岐 阜 県 あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師、 は り 師、 き ゆ う 師 等 に 関 す る 法 律 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則	( 同 )	一 三

## 規 則

岐 阜 県 歯 科 技 工 士 法 施 行 細 則 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 二 十 四 年 二 月 十 五 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

### 岐 阜 県 規 則 第 三 号

#### 岐 阜 県 歯 科 技 工 士 法 施 行 細 則

##### ( 趣 旨 )

第 一 条 この 規 則 は、 歯 科 技 工 士 法 ( 昭 和 三 十 年 法 律 第 百 六 十 八 号。 以 下 「 法 」 と い う。 ) 及 び 歯 科 技 工 士 法 施 行 令 ( 昭 和 三 十 年 政 令 第 二 百 二 十 八 号。 以 下 「 政 令 」 と い う。 ) の 施 行 に 関 し 必 要 な 事 項 を 定 め る も の と す る。

##### ( 開 設 の 届 出 )

第 二 条 法 第 二 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 歯 科 技 工 所 の 開 設 の 届 出 は、 歯 科 技 工 所 開 設 届 ( 別 記 第 一 号 様 式 ) に よ ら ね ば な ら ず、 ( 届 出 事 項 の 変 更 )

第 三 条 法 第 二 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 届 出 事 項 の 変 更 の 届 出 は、 歯 科 技 工 所 開 設 届 出 事 項 変 更 届 ( 別 記 第 二 号 様 式 ) に よ ら ね ば な ら ず、 ( 休 止、 廃 止 又 は 再 開 の 届 出 )

第 四 条 法 第 二 十 一 条 第 二 項 の 規 定 に よ る 届 出 は、 歯 科 技 工 所 休 止 ( 廃 止 ・ 再 開 ) 届 ( 別 記 第 三 号 様 式 ) に よ ら ね ば な ら ず、 ( 歯 科 技 工 所 等 に 係 る 告 告 事 項 の 許 可 の 申 請 )

第 五 条 法 第 二 十 六 条 第 一 項 第 四 号 の 規 定 に よ り 告 告 に 係 る 許 可 を 受 け よ う と す る 者 は、 歯 科 技 工 所 等 告 告 事 項 許 可 申 請 書 ( 別 記 第 四 号 様 式 ) を 知 事 に 提 出 し ね ば な ら ず、

い。

(書類の經由)

第六条 法、政令及びこの規則の規定により知事を経由し、又は知事に対してすることとされている申請書その他の書類(政令第九条の規定による学校養成所に関して提出する書類を除く。)の提出は、保健所長(歯科技士免許に係る書類については、保健所における事務所の長を含む。)を経由するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第 1 号様式 ( 第 2 条関係 )

年 月 日

保健所長 様

開設者 住 所 ( 法人にあっては、主たる事務所の所在地 )

氏 名 ( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )

印

電 話 ( )

歯 科 技 工 所 開 設 届

歯科技工所を開設したので、歯科技工士法第21条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の名称				
開設の場所		〒 電話 ( ) FAX ( )		
開設年月日		年 月 日		
管 理 者	住 所			
	氏 名	資 格	免許証の交付者、免許登録番号及び登録年月日 大臣 第 号 年 月 日 知事	免許証 確認欄
従 事 者	氏 名	資 格	免許証の交付者、免許登録番号及び登録年月日 大臣 第 号 年 月 日 知事	免許証 確認欄
			大臣 第 号 年 月 日 知事	
			大臣 第 号 年 月 日 知事	
			大臣 第 号 年 月 日 知事	
			大臣 第 号 年 月 日 知事	
添 付 書 類		構造設備の概要及び平面図		

注意事項

- 1 開設後10日以内に歯科技工所の開設場所を所管する保健所に提出してください。
- 2 管理者及び従事者について免許証の原本を提示してください。
- 3 開設者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書を提示してください。
- 4 副本の返却を希望する場合は、申請書類を正副2部提出してください。
- 5 欄は記入しないでください。

(裏面)

(添付書類)

構造設備の概要

建物の構造	R C	F	m <sup>2</sup>
	C B	F	m <sup>2</sup>
	W	F	m <sup>2</sup>

平面図

第 2 号様式 ( 第 3 条関係 )

年 月 日

保健所長 様

開設者 住 所 ( 法人にあっては、主たる事務所の所在地 )

氏 名 ( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )

印

電 話 ( )

歯 科 技 工 所 開 設 届 出 事 項 変 更 届

歯科技工所の開設届出事項を変更したので、歯科技工士法第21条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の名称				
開設の場所		〒		
		電話 ( )	FAX ( )	
変更年月日		年 月 日		
変更内容	変更事項			
	変更前の内容			
	変更後の内容			
変更後の従事者	氏 名	資 格	免許証の交付者、免許登録番号及び登録年月日	免許証 確認欄
			大臣 第 号 年 月 日 知事	
			大臣 第 号 年 月 日 知事	
			大臣 第 号 年 月 日 知事	
			大臣 第 号 年 月 日 知事	

注意事項

- 1 変更後10日以内に歯科技工所の開設場所を所管する保健所に提出してください。
- 2 業務に従事する者を変更する場合は、変更後の従事者について免許証の原本を提示してください。
- 3 開設者が法人で、主たる事務所の所在地又は名称を変更した場合は、変更したことを確認できる登記事項証明書を提示してください。
- 4 副本の返却を希望する場合は、届出書類を正副2部提出してください。
- 5 欄は記入しないでください。

第 3 号様式 ( 第 4 条関係 )

年 月 日

保健所長 様

届出者 住 所 ( 法人にあっては、主たる事務所の所在地 )

氏 名 ( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )

印

電 話 ( )

〔開設者と届出者の続柄〕

歯 科 技 工 所 休 止 ( 廃 止 ・ 再 開 ) 届

歯科技工所を休止 ( 廃止 ・ 再開 ) したので、歯科技工士法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

施 設 の 名 称	
開 設 の 場 所	電話 ( ) F A X ( )
休 止 ( 廃 止 ・ 再 開 ) 年 月 日	年 月 日
休 止 ( 廃 止 ・ 再 開 ) の 理 由	
休 止 の 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

## 注意事項

休止 ( 廃止、再開 ) 後 10 日以内に歯科技工所の開設場所を所管する保健所に提出してください。

第 4 号様式 ( 第 5 条関係 )

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住 所 ( 法人にあっては、主たる事務所の所在地 )

氏 名 ( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )

印

電 話 ( )

歯 科 技 工 所 等 広 告 事 項 許 可 申 請 書

歯科技工士法第26条第1項第4号に規定する歯科技工所等に係る広告事項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

施 設 の 名 称	
開 設 の 場 所	電話 ( )
広 告 事 項	
申 請 の 事 由	

注意事項

歯科技工所の開設場所を所管する保健所に提出してください。

岐阜県柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四号

岐阜県柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県柔道整復師法施行細則（昭和四十五年岐阜県規則第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

別記第一号様式から別記第三号様式までを次のように改める。



第 1 号様式 ( 第 2 条関係 )

年 月 日

保健所長 様

開設者 住 所 ( 法人にあっては、主たる事務所の所在地 )

氏 名 ( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )

印

電 話 ( )

施 術 所 開 設 届

施術所を開設したので、柔道整復師法第19条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

施 設 の 名 称			
開 設 の 場 所	〒 電話 ( ) FAX ( )		
開 設 年 月 日	年 月 日		
業 務 に 従 事 す る 柔 道 整 復 師	氏 名	免許証の交付者、免許登録番号及び登録年月日	免許証 確認欄
		大臣 第 号 年 月 日 知事	
		大臣 第 号 年 月 日 知事	
		大臣 第 号 年 月 日 知事	
		大臣 第 号 年 月 日 知事	
添 付 書 類	構造設備の概要及び平面図		

注意事項

- 1 開設後10日以内に施術所の開設場所を所管する保健所に提出してください。
- 2 業務に従事する柔道整復師について、免許証の原本を提示してください。
- 3 開設者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書を提示してください。
- 4 副本が必要な場合は、申請書類は正副 2 部を提出してください。
- 5 欄は記入しないでください。

( 次 頁 )

( 添 付 書 類 )

## 構造設備の概要

建物の構造	R C	m <sup>2</sup>	C B	m <sup>2</sup>	W	m <sup>2</sup>	計	m <sup>2</sup>
施術室	室	m <sup>2</sup>			室	m <sup>2</sup>		
待合室	室	m <sup>2</sup>			室	m <sup>2</sup>		
施術室の開放面積			m <sup>2</sup>					
消毒設備								
採光、照明								
換気								

施術用具

平面図

第 2 号様式 ( 第 3 条関係 )

年 月 日

保健所長 様

開設者 住 所 ( 法人にあっては、主たる事務所の所在地 )

氏 名 ( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )

印

電 話 ( )

施 術 所 開 設 届 出 事 項 変 更 届

施術所の届出事項に変更が生じたので、柔道整復師法第19条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

施 設 の 名 称			
開 設 の 場 所		〒	
		電 話 ( )	F A X ( )
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 内 容	変 更 事 項		
	変 更 前 の 内 容		
	変 更 後 の 内 容		
変 更 後 の 柔 道 整 復 師	氏 名	免許証の交付者、免許登録番号及び登録年月日	免許証 確認欄
		大臣 第 号 年 月 日 知事	
		大臣 第 号 年 月 日 知事	
		大臣 第 号 年 月 日 知事	
		大臣 第 号 年 月 日 知事	

注意事項

- 1 変更後10日以内に施術所の開設場所を所管する保健所に提出してください。
- 2 業務に従事する柔道整復師について、免許証の原本を提示してください。
- 3 開設者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書を提示してください。
- 4 副本が必要な場合は、申請書類は正副2部を提出してください。
- 5 欄は記入しないでください。

第 3 号様式 ( 第 4 条関係 )

年 月 日

保健所長 様

届出者 住 所 ( 法人にあっては、主たる事務所の所在地 )

氏 名 ( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )

印

電 話 ( )

〔開設者と届出者の続柄〕

施 術 所 休 止 ( 廃 止 ・ 再 開 ) 届

施術所を休止 ( 廃止・再開 ) したので、柔道整復師法第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

施 設 の 名 称	
開 設 の 場 所	〒 電話 ( ) FAX ( )
休 止 ( 廃 止 ・ 再 開 ) の 年 月 日	年 月 日
休 止 ( 廃 止 ・ 再 開 ) の 理 由	
休 止 の 場 合 は 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

## 注意事項

休止 ( 廃止、再開 ) 後 10 日以内に施術所の開設場所を所管する保健所に提出してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五号

岐阜県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（昭和四十五年岐阜県規則第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第十九号。以下「省令」という。）」を削る。  
第八条を削る。

別記第一号様式から別記第五号様式までを次のように改める。

第 1 号様式 ( 第 2 条関係 )

年 月 日

保健所長 様

開設者 住 所 ( 法人にあっては、主たる事務所の所在地 )

氏 名 ( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )

印

電 話 ( )

施 術 所 開 設 届

施術所を開設しましたので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 9 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

施 設 の 名 称							
開 設 の 場 所		〒					
		電話 ( )		F A X ( )			
開 設 年 月 日		年 月 日					
業 務 の 種 類							
業 務 に 従 事 す る 施 術 者	氏 名	業務の種類	目の見えない方 の場合は「 」	免許証の交付者、 免許登録番号及び登録年月日			免許証 確認欄
				大臣 知事	第 号		
				年 月 日			
				大臣 知事	第 号		
				年 月 日			
				大臣 知事	第 号		
			年 月 日				
添 付 書 類		構造設備の概要及び平面図					

注意事項

- 1 開設後10日以内に施術所の開設場所を所管する保健所に提出してください。
- 2 業務に従事する施術者について、免許証の原本を提示してください。
- 3 開設者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書を提示してください。
- 4 副本の返却を希望する場合は、届出書類を正副 2 部提出してください。
- 5 欄は記入しないでください。

( 次 頁 )

( 添 付 書 類 )

構造設備の概要

建物の構造	R C	m <sup>2</sup>	C B	m <sup>2</sup>	W	m <sup>2</sup>	計	m <sup>2</sup>
施術室	室	m <sup>2</sup>			室	m <sup>2</sup>		
待合室	室	m <sup>2</sup>			室	m <sup>2</sup>		
施術室の開放面積			m <sup>2</sup>					
消毒設備								
採光、照明								
換気								

施術用具

平面図

第 2 号様式 ( 第 3 条関係 )

年 月 日

保健所長 様

開設者 住 所 ( 法人にあっては、主たる事務所の所在地 )

氏 名 ( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )

印

電 話 ( )

## 施 術 所 開 設 届 出 事 項 変 更 届

施術所の開設届出事項を変更したので、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 9 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

施 設 の 名 称							
開 設 の 場 所	〒						
	電話 ( )		F A X ( )				
変 更 年 月 日	年 月 日						
業 務 の 種 類							
変 更 内 容	変 更 事 項						
	変 更 前 の 内 容						
	変 更 後 の 内 容						
変 更 後 の 業 務 に 従 事 す る 施 術 者	氏 名	業 務 の 種 類	目 の 見 え ない 方 の 場 合 は 「 」	免 許 証 の 交 付 者 、 免 許 登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日		免 許 証 確 認 欄	
				大臣 知事	第 号		
				年 月 日			
					大臣 知事	第 号	
				年 月 日			
					大臣 知事	第 号	
			年 月 日				

## 注 意 事 項

- 1 変更後10日以内に施術所の開設場所を所管する保健所に提出してください。
- 2 業務に従事する者を変更する場合は、変更後の従事者について免許証の原本を提示してください。
- 3 開設者が法人で、主たる事務所の所在地又は名称を変更した場合は、変更したことを確認できる当該法人の登記事項証明書を提示してください。
- 4 副本の返却を希望する場合は、届出書類を正副 2 部提出してください。
- 5 欄は記入しないでください。



第 3 号様式 ( 第 4 条関係 )

年 月 日

保健所長 様

届出者 住 所 ( 法人にあっては、主たる事務所の所在地 )

氏 名 ( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )

印

電 話 ( )

〔 開設者と届出者の続柄 〕

施 術 所 休 止 ( 廃 止 ・ 再 開 ) 届

施術所を休止 ( 廃止・再開 ) したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 9 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

施 設 の 名 称	
開 設 の 場 所	〒 電話 ( ) FAX ( )
休止 ( 廃止・再開 ) の 年 月 日	年 月 日
休止 ( 廃止・再開 ) の 理 由	
休 止 の 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

注意事項

休止 ( 廃止、再開 ) 後 10 日以内に施術所の開設場所を所管する保健所に提出してください。

第 4 号様式 ( 第 5 条関係 )

年 月 日

保健所長 様

施術者 住 所

氏 名

印

電 話 ( )

出張 専 門 業 務 開 始 ( 休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開 ) 届

あん摩マッサージ指圧・はり・きゆうの出張専門による業務を開始(休止・廃止・再開)しましたので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

業 務 の 種 類			
開始(休止・廃止・再開)の年月日		目の見えない方の場合は「 」	
休止(廃止・再開)の理由			
休止の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
業 務 の 種 類	免許証の交付者、免許登録番号及び登録年月日		免許証 確認欄
あん摩マッサージ 指 圧	大臣 知事	第 号 年 月 日	
は り	大臣 知事	第 号 年 月 日	
き ゆ う	大臣 知事	第 号 年 月 日	

## 注意事項

- 1 施術者は、施術者の住所地を所管する保健所に提出してください。
- 2 開設届の場合は、業務に従事する施術者について免許証の原本を提示してください。
- 3 副本の返却を希望する場合は、届出書類を正副2部提出してください。
- 4 欄は記入しないでください。

第 5 号様式 ( 第 6 条関係 )

年 月 日

保健所長 様

施術者 住 所

氏 名

印

電 話 ( )

滞 在 出 張 業 務 開 始 届

岐阜市を除く岐阜県内に滞在して、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの業務を開始したいので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 9 条の 4 の規定により、次のとおり届け出ます。

業務を行う場所		電 話	
業務を行う期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	目の見えない方の場合は「 」	
業 務 の 種 類	免許証の交付者、免許登録番号及び登録年月日		免許証 確認欄
あん摩マッサージ 指 圧	大臣 知事	第 号	年 月 日
は り	大臣 知事	第 号	年 月 日
き ゅ う	大臣 知事	第 号	年 月 日

注意事項

- 1 施術者は、この届出書を事前に業務を行う場所を所管する保健所に提出してください。
- 2 業務に従事する施術者について免許証の原本を提示してください。
- 3 副本の返却を希望する場合は、届出書類を正副 2 部提出してください。
- 4 欄は記入しないでください。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

平成二十四年二月十五日発行

発 行 者  
所 者

岐 阜 県 庁  
岐 阜 市 数 田 南 一 丁 目 一 番 一 号

編 集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター